

南関町下水道事業経営戦略

団 体 名	:	南関町
事 業 名	:	南関町特定環境保全公共下水道事業
策 定 日	:	令和 3 年 2 月
計 画 期 間	:	令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年度 (18年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適用 (令和5年4月1日より法適用を予定)
処理区域内人口密度	23.11 人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1(南関処理区)		
処 理 場 数	1(南関浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	検討予定。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<一般世帯> 基本料金1,100円+人数割り(6人まで)700円、(7人から)350円				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<一般世帯以外> 基本料金1,100円+人数割り(6人まで)700円、(7人から)250円 人数の算定方法は下水道使用料金算定基準表に基づき設定する				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	-				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	3,360 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	1,673 円
	平成30年度	3,360 円		平成30年度	1,884 円
	令和元年度	3,360 円		令和元年度	2,573 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	3人
事 業 運 営 組 織	建設課 ・下水道係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の運転管理、汚泥処理業務等を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙の平成30年度「経営比較分析表」を参照。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

最新の事業計画において、コーホート要因法により予測、設定された行政人口を基に処理分區別に設定された下水道計画人口を採用しました。
--

(2) 有収水量の予測

整備人口に水洗化率を考慮した水洗化人口を設定し、計画汚水量原単位を乗じた計画汚水量を考慮して設定しました。

(3) 使用料収入の見通し

有収水量に直近5箇年の使用料平均単価96円/m³を掛け合わせて算定しています。

(4) 施設の見通し

下水道整備は、ほぼ概成したため、維持管理に注力します。

(5) 組織の見通し

建設課で特定環境保全公共下水道事業を進めていますが、現時点では、組織の変更はありません。

3. 経営の基本方針

【南関町特定環境保全公共下水道事業】

南関町は、下水道整備の重要性・必要性から、平成4年度に「下水道基本構想および全体計画」に着手し、平成6年度には南関処理区の49haの第1期事業認可を取得しました。平成14年4月より供用を開始し、事業の推進に合わせて計画処理区域の拡大と少子高齢化に伴う人口減少に応じた計画汚水量を見直し、現在では南関処理区全域を対象とする111haの事業計画を策定し、鋭意事業を継続中です。令和元年度末における下水道整備面積は111haで、事業計画面積111haに対する整備率は100%に達しています。

【基本方針】

・下水道経営基盤の強化
下水道整備が完了しているため、今後は、ストックマネジメント計画を適切に運用し、効率的な下水道事業の維持管理及びコスト削減による財政の安定を図っていく予定です。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	投資目標は下記のとおりとし、下水道事業を運転管理します。 ・ストックマネジメント計画による施設の点検調査を実施し、適切な改築更新の実施
-----	--

下水道整備が完了したため、ストックマネジメント計画に基づき令和3年度から令和12年度までに建設改良費(改築更新)として2億円を見込んでいます。

- ①ストックマネジメント(管路):7,835千円(R3~R12)
- ②ストックマネジメント(マンホールポンプ):30,200千円(R5~R6)
- ③ストックマネジメント(処理場):158,300千円(R4~R7)

建設改良費合計:196,335千円(R3~R12)

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	下水道事業の財政健全化のため、下水道への接続率向上と使用料改定を目指します。
-----	--

①使用料収入について

今後は、人口減少の影響が大きいと予想され、使用料収入は、徐々に減少していくものと予想されます。

②繰入金について

一般会計繰入金は、基準外繰入も必要としているため、財政健全化のため、下水道への接続率向上と使用料改定を目指します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

維持管理費について、以下の考え方に基づいて設定しました。

- ①民間の活力の活用:処理場の維持管理は民間委託を行っています。
- ②職員給与費:過年度実績からの変更はないものとし、令和元年度額(6,610千円/年)を設定しています。
- ③動力費:直近5箇年(平成27年~令和元年)の平均値を採用しています。
- ④薬品費:委託費に含まれています。
- ⑤修繕費:直近5箇年(平成27年~令和元年)の平均値を採用しています。
- ⑥委託費:直近5箇年(平成27年~令和元年)の平均値を採用しています。
- ⑦その他:直近5箇年(平成27年~令和元年)の平均値を採用しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町では、今後、熊本県の広域化・共同化検討に協力する予定です。
投資の平準化に関する事項	今後は、ストックマネジメント計画に従い、維持管理を適正に行って、施設の長寿命化と投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	特にありません。
その他の取組	特にありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和3年(2021年)4月1日から企業会計移行を予定しています。企業会計方式に移行し、経営状況を勘案しながら使用料の見直しを検討する予定です。
資産活用による収入増加の取組について	特にありません。
その他の取組	特にありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理場の運転管理について、民間委託を実施しています。
職員給与費に関する事項	職員給与費については、職員数が現状と変わらない見込みのため、現状の水準で推移する見込みです。
動力費に関する事項	直近5箇年(平成27年～令和元年)の平均値を採用しています。
薬品費に関する事項	委託費に含まれています。
修繕費に関する事項	直近5箇年(平成27年～令和元年)の平均値を採用しています。
委託費に関する事項	直近5箇年(平成27年～令和元年)の平均値を採用しています。
その他の取組	特にありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	今後、企業会計への移行を予定しているため、経営戦略の見直しは、法適用後の会計(企業会計)で見直しを実施します。
---------------------	---

表.2 投資・財政計画（特環）（その2）

(単位:千円, %)

区 分	年 度	R1	R2	本年度 (R3)	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)										
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	17,911	△ 17,911										
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)		17,911										
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	17,911											
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)	17,911											
(N)-(O)	赤 字 (Q)												
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$												
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	74	63	64	65	68	69	69	71	72	72	74	74
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	33,281	27,829	31,298	35,222	38,761	41,880	43,842	44,788	44,438	44,052	43,667	43,386
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)	33,281	27,829	31,298	35,222	38,761	41,880	43,842	44,788	44,438	44,052	43,667	43,386
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	3,496,532	3,443,063	3,392,391	3,342,716	3,303,810	3,301,627	3,293,742	3,274,900	3,259,107	3,246,406	3,234,496	3,213,512

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	R1	R2	本年度 (R3)	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)										
収益的収支分		56,119	59,730	56,337	53,101	49,761	47,138	45,830	44,652	44,471	44,369	44,294	44,092
うち基準内繰入金		310	7,023	6,624	6,244	5,851	5,542	5,389	5,250	5,229	5,217	5,208	5,184
うち基準外繰入金		55,809	52,707	49,713	46,857	43,910	41,596	40,441	39,402	39,242	39,152	39,086	38,908
資本的収支分		58,712	32,496	47,610	47,288	40,974	42,436	42,038	38,064	36,067	34,461	31,628	30,351
うち基準内繰入金		1,158	133	194	193	167	173	172	155	147	141	129	124
うち基準外繰入金		57,554	32,364	47,416	47,095	40,807	42,263	41,867	37,909	35,920	34,321	31,499	30,227
合 計		114,831	92,226	103,947	100,389	90,735	89,574	87,868	82,716	80,538	78,830	75,922	74,443

経営比較分析表（平成30年度決算）

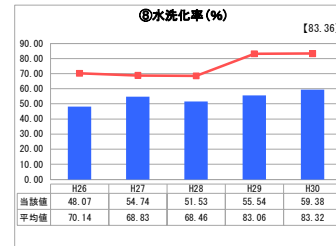
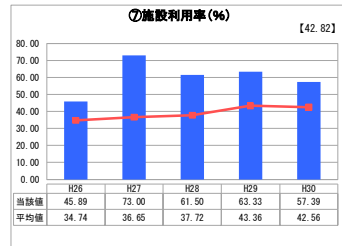
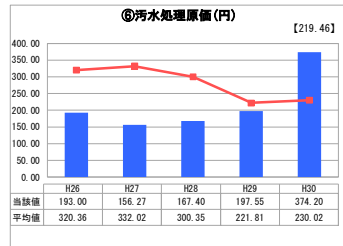
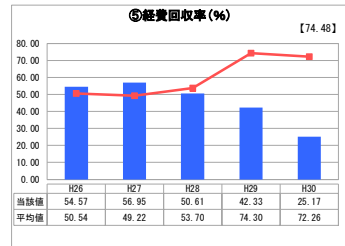
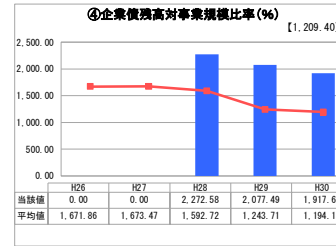
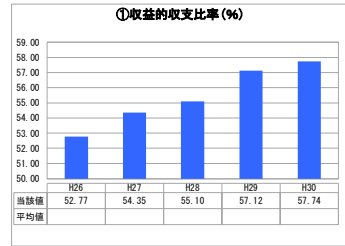
熊本県 南関町

業種名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	26.33	100.00	3,360

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
9,797	68.92	142.15
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
2,565	1.11	2,310.81

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
□ 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

⑧水洗化率が低い状況にあるため、使用料、汚水量とも少なく、類似団体に比べ④企業債残高対事業規模比率・⑥汚水処理原価は高く、①収益的収支比率・⑤経費回収率は、低い値を示している。

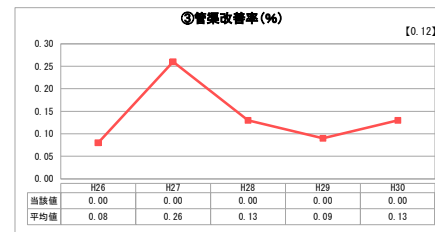
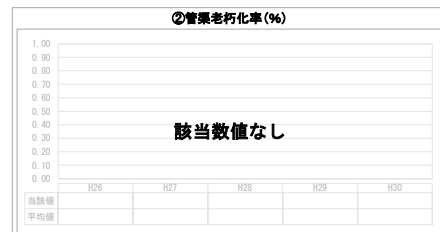
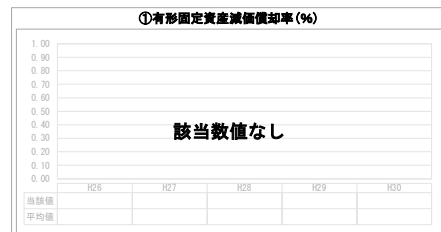
平成30年度下水道加入状況
処理区域内人口 2,565人
下水道普及人口 1,523人 普及率 59.3%

(今後の対策)
下水道接続への加入促進、料金改定等

2. 老朽化の状況について

H14.4に供用開始され、まだ新しい施設ではあるが、H30年度からR元年度にかけて下水道施設ストックマネジメント計画を策定している。策定後、施設の老朽化対策を計画する。

2. 老朽化の状況



全体総括

下水道処理区域の面整備については、H30年度において完了し、支出の面では、地方債償還金額や維持管理費の割合が多い。また、これから始まる老朽化施設更新費用の増加も懸念される。

今後の経営については、人口が減少傾向ではあるが、下水道への加入促進を行い下水道普及率を引上げ、料金改定等を含め施設整備及び財政計画を検討し、安全で安定した事業の継続に努める。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

図.1 経営比較分析表（H30 特定環境保全公共下水道）